

東大阪市都市計画マスタープラン等 の見直しについて（報告）

令和3年度 第2回東大阪市都市計画審議会
令和4年2月18日（金）

次 第

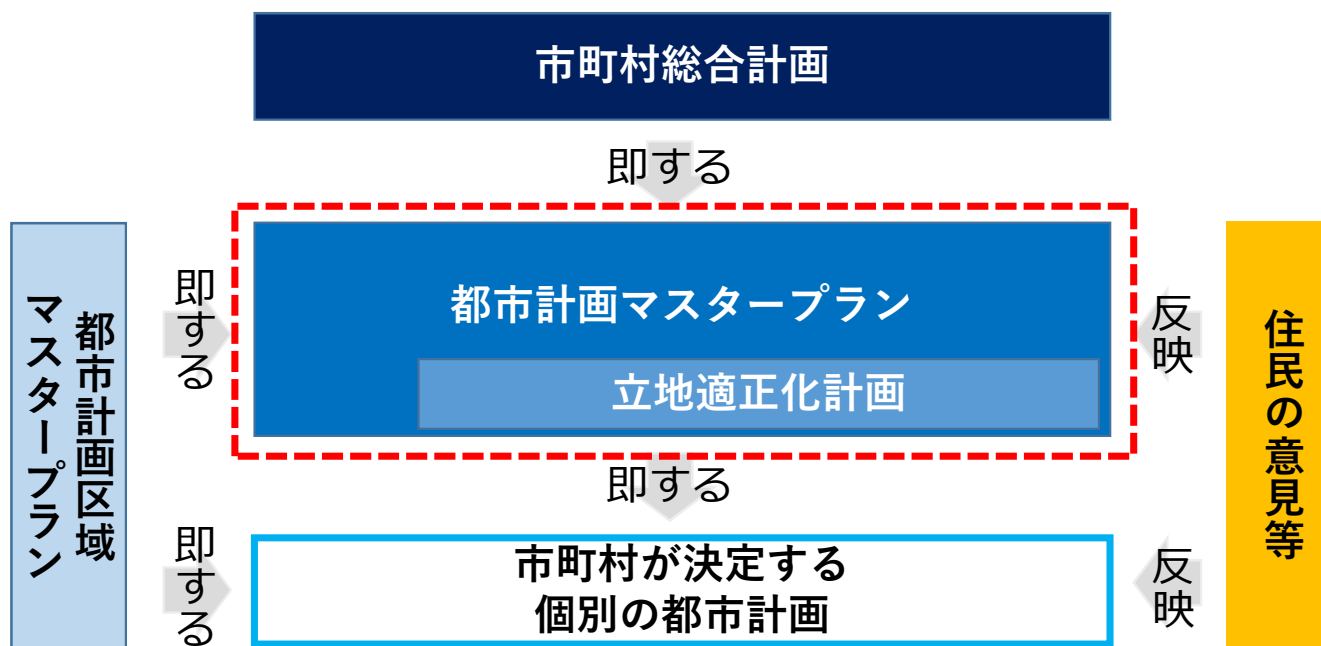
1. 中間見直しの対象とする計画
2. 都市計画マスタープランに基づく取組み
3. 見直しの必要性
4. 見直しの視点
5. 今後のスケジュール

1. 中間見直しの対象とする計画 ⇒ 都市計画マスタープラン、立地適正化計画

①都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指します。

市町村が定める「総合計画」の将来都市像を都市計画の分野で実現しようとするもので、市町村がすすめる都市づくりの総合的な指針のことです。



1. 都市計画マスタープランについて

■本市の都市計画マスタープラン

現在の都市計画マスタープランは2013(H25)年3月に改定され、目標年次を2030(R12)年に設定し、中長期的な将来像を示しています。

●都市づくりの基本目標

歴史と文化を活かした「住み、働き、学び、憩い、楽しむ」環境の調和

●都市づくりの基本方針

■都市の骨格をつくる

- ①都市間や地域間のむすびつきを強め、人・モノ・情報の交流をさかんにします
- ②水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します

■生活の場と生産の場を整える

- ③いきいきと暮せる安全で快適な生活の場と創造性あふれる活力ある生産の場を形成します

■協働により都市づくりを推進する

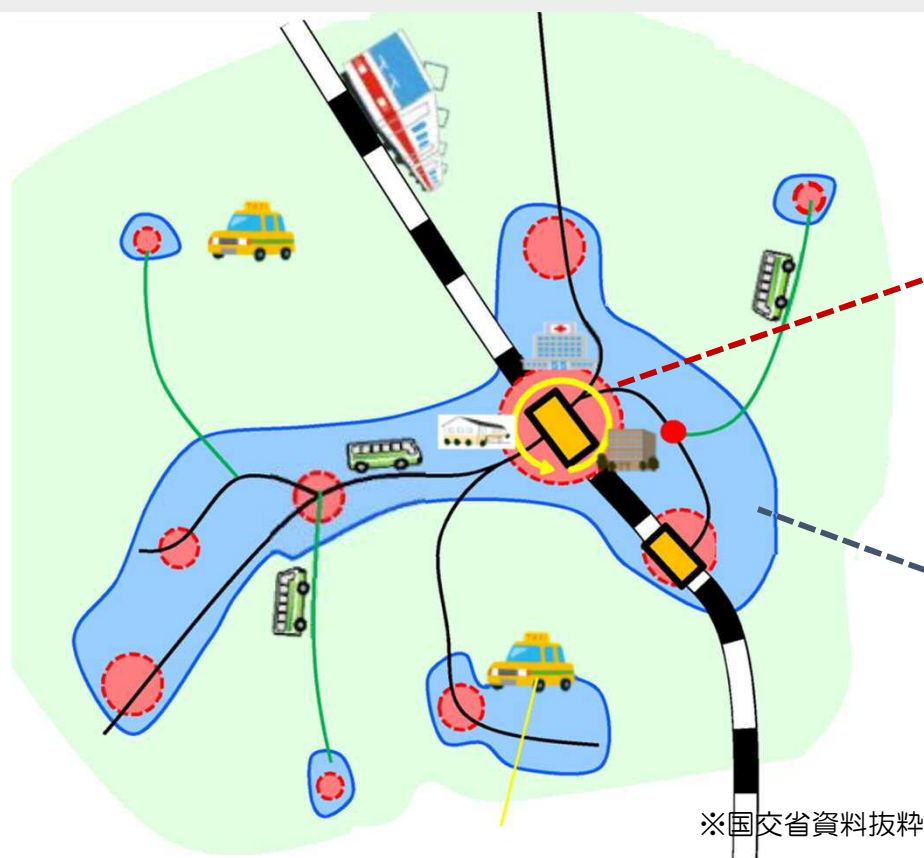
- ④将来の都市のカタチを市民みんなでえがき、得意の分野で持てる力をだしあって実現します

都市計画マスタープランに基づいて、個別の都市計画（用途地域、道路、公園、下水道など）やまちづくりの検討を進めてきました。

1. 中間見直しの対象とする計画

②立地適正化計画

都市再生特別措置法第81条に位置付けられた計画のことを指します。人口密度や医療・福祉・商業などの施設の立地状況を分析し、人口減少や高齢者の増加に対応した持続可能な都市経営の実現をめざす計画です。



都市機能誘導区域

- 鉄道駅などの周辺
- 医療、福祉、商業施設等を誘導



- 各種サービスの効率的な提供

居住誘導区域

- 一定の人口密度を確保
- 居住を誘導



- 医療、福祉、商業施設やコミュニティの持続的な確保をめざす

次第

1. 中間見直しの対象とする計画
2. 都市計画マスタープランに基づく取組み
3. 見直しの必要性
4. 見直しの視点
5. 今後のスケジュール

2. 都市計画マスタープランに基づく取組み

●都市づくりの基本方針

【方針①】 都市間や地域間のむすびつきを強め、人・モノ・情報の交流をさかんにします

- ・連続立体交差事業（近鉄奈良線高架化完了）（2014年）【幹線道路の渋滞緩和】
- ・東大阪市立地適正化計画の策定（2019年）【コンパクトシティの推進】
- ・大阪モノレール南伸事業の都市計画決定（2019年）【南北交通の強化】
- ・大阪瓢箪山線、大阪枚岡線、小阪稲田線などの整備【幹線道路・駅前広場の整備】 など

【方針②】 水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します

- ・花園中央公園、布施公園などの整備【水・緑の拠点整備】 など

【方針③】 いきいきと暮せる安全で快適な生活の場と創造性あふれる活力ある生産の場を形成します

- ・住工共生まちづくり条例の制定（2013年）【住工調和】
- ・準防火地域の指定拡大（2016年）【防災】
- ・特別用途地区（工業保全型）の決定（2017年）【工業地の保全】
- ・東大阪市立地適正化計画の策定（2019年）【住工の緩やかな分離】 など

【方針④】 将来の都市のカタチを市民みんなでえがき、得意の分野で持てる力をだしあって実現します

- ・御厨南二丁目地区地区計画の策定（2016年）【市民協働のまちづくり】
- ・高井田中一丁目地区地区計画の策定（2017年）【市民協働のまちづくり】 など

次第

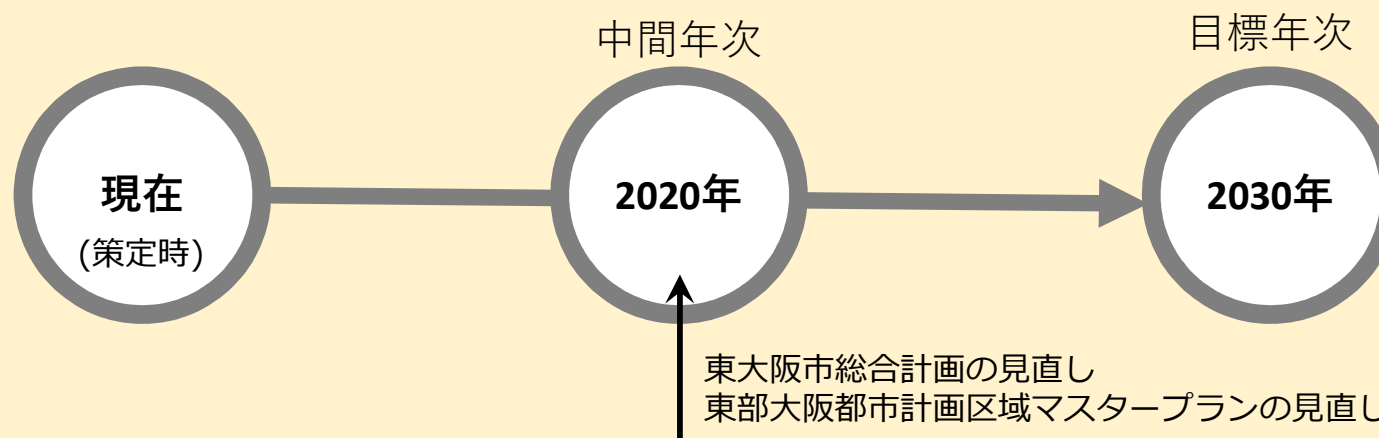
1. 中間見直しの対象とする計画
2. 都市計画マスタープランに基づく取組み
3. 見直しの必要性
4. 見直しの視点
5. 今後のスケジュール

3. 見直しの必要性について

■ 中間見直しを行う理由

上位計画である本市総合計画、東部大阪都市計画区域マスタープランの見直しや、都市づくりの方向性を見直さなければならない法改正など、都市計画を取り巻く環境の変化が生じた場合に対応できるように、現在の都市計画マスタープランでは、2020(R2)年を中間見直しの年次に位置付けています。

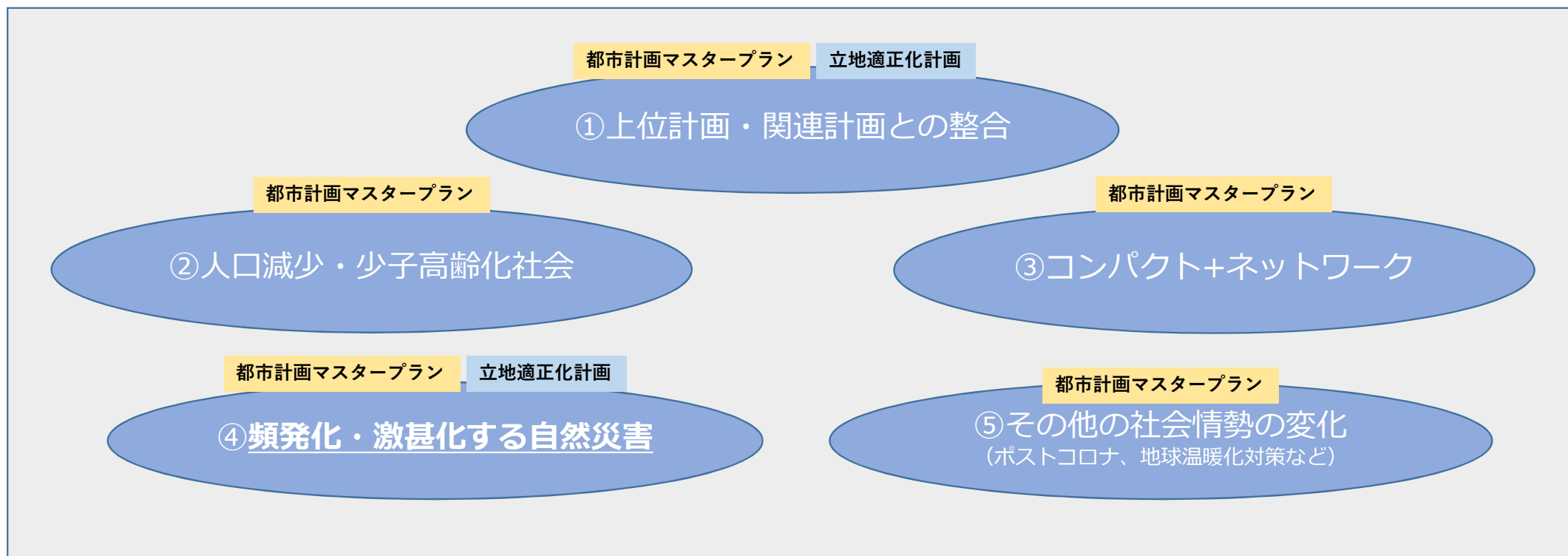
(参考)現在の都市計画マスタープランでの記載



次 第

1. 中間見直しの対象とする計画
2. 都市計画マスタープランに基づく取組み
3. 見直しの必要性
4. 見直しの視点
5. 今後のスケジュール

5. 見直しの視点



これらの視点をもとに中間見直しを実施します。

5. 見直しの視点 ①上位計画等との整合

都市計画マスタープラン

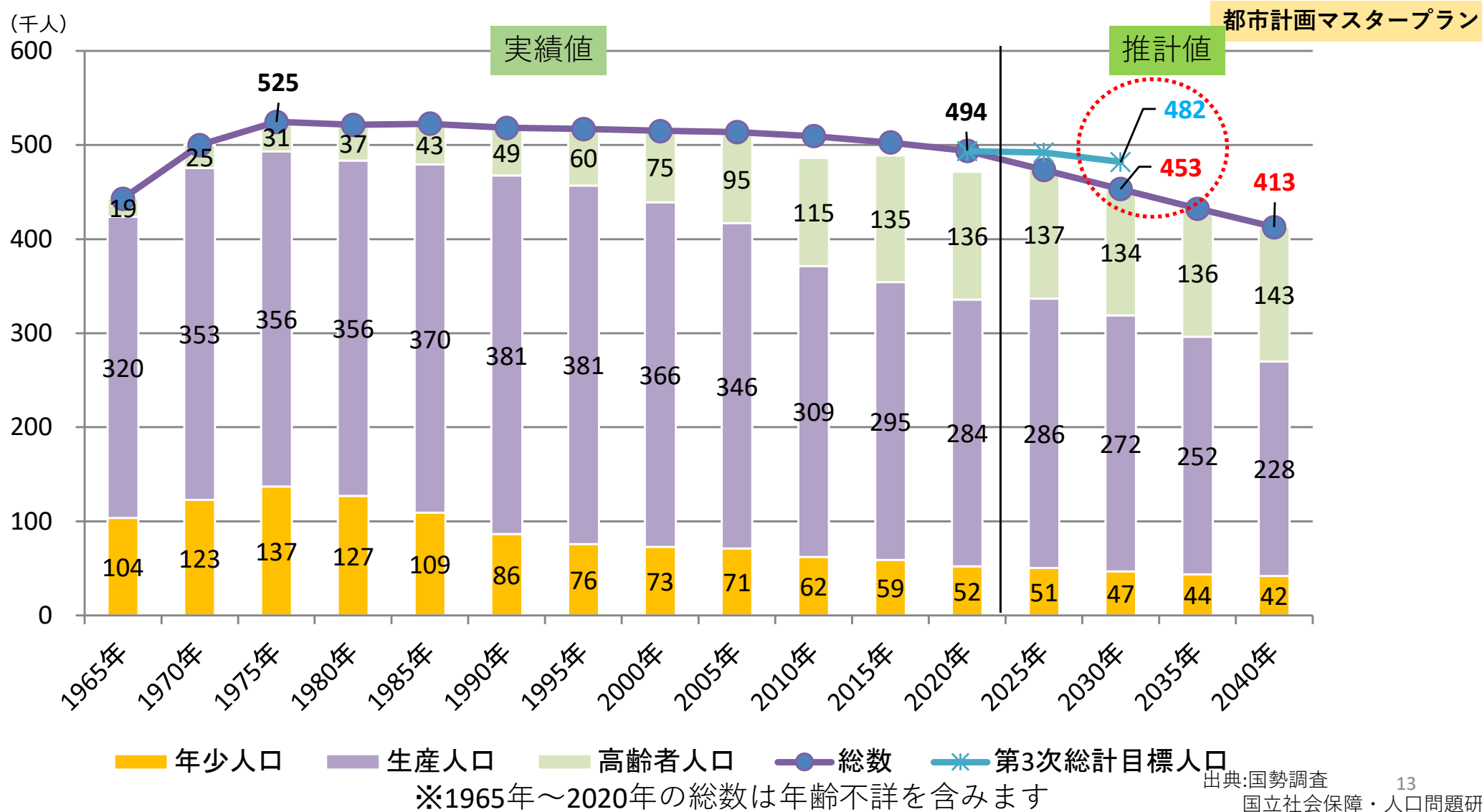
立地適正化計画

■【上位計画等の策定・改定】

- | | |
|------------|--|
| 2016(H28)年 | ・大阪府における都市計画のあり方（大阪府都市計画審議会答申）
グランドデザイン・大阪都市圏 策定 |
| 2020(R2)年 | ・東大阪市第三次総合計画 策定
将来都市像「つくる・つながる・ひびきあう ー感動創造都市 東大阪ー」
・東部大阪都市計画区域マスタープラン 改定 |
| 2022(R4)年末 | ・まちづくりのグランドデザイン 策定（予定） |

整合

5. 見直しの視点 ②人口減少・高齢化社会



5. 見直しの視点

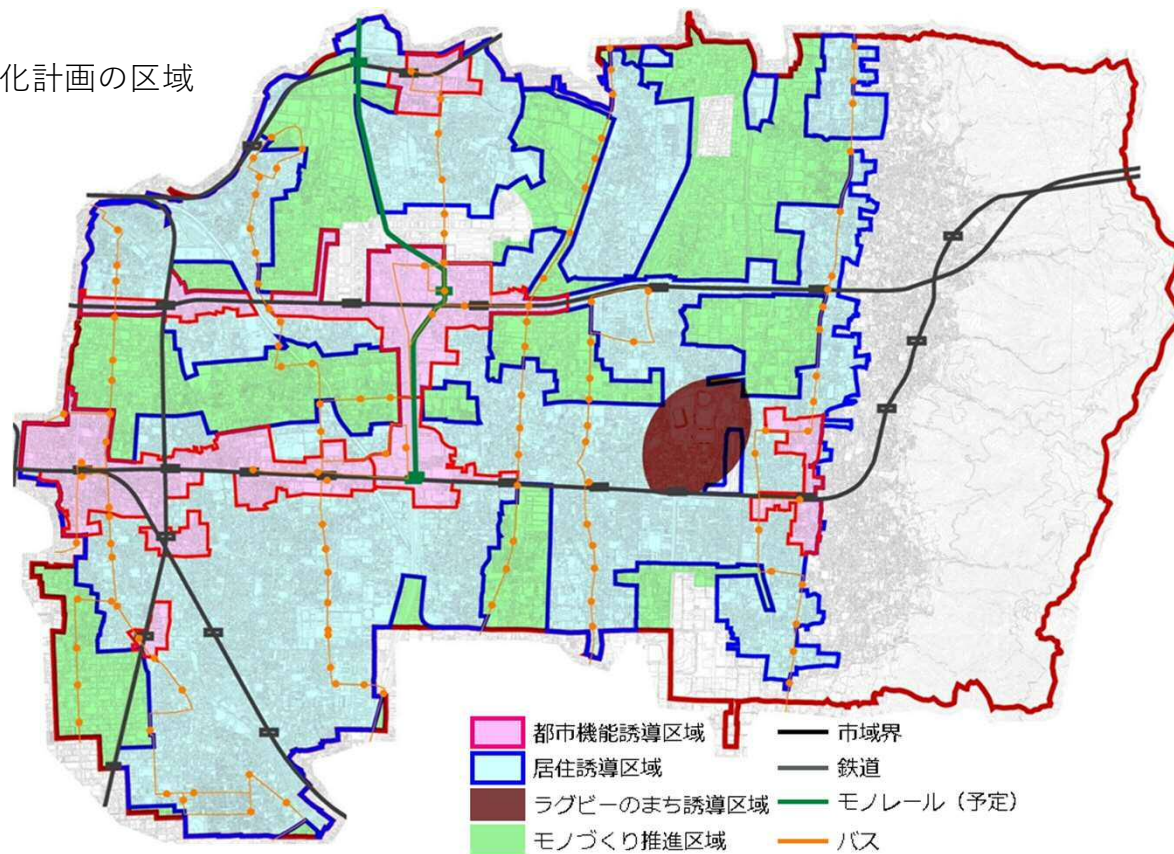
③コンパクト+ネットワーク

都市計画マスタープラン

- 2014(H26)年 8月 ・都市再生特別措置法 改正
(立地適正化計画制度創設、コンパクト+ネットワークの推進)
- 2019(H31)年 3月 ・東大阪市 立地適正化計画 策定・公表 **コンパクトシティ**
- 11月 ・東大阪市総合交通戦略 策定・公表 **ネットワーク**
- 12月 ・東大阪市 立地適正化計画 変更・公表 **コンパクトシティ**

【参考】

立地適正化計画の区域



5. 見直しの視点

④ 激甚化・頻発化する自然災害

○ 寝屋川流域における洪水リスク表示図

1,000年に一度の確率降雨
138,1mm/hr、683mm/24hr

都市計画マスタープラン

立地適正化計画

○ 浸水深

(低)

0.5m未満

0.5～1.0m未満

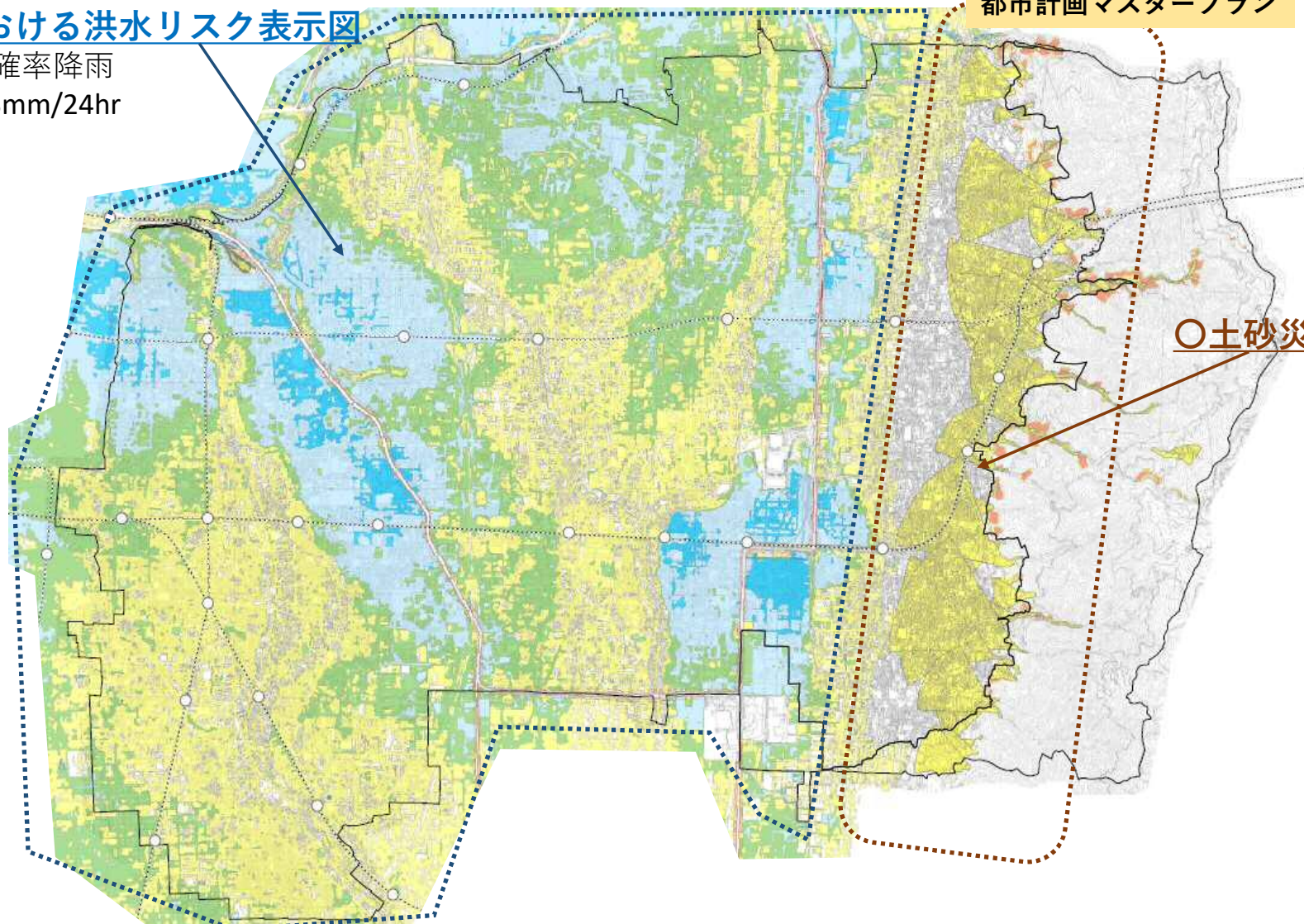
1.0～2.0m未満

2.0～3.0m未満

3.0～4.0m未満

(高)

○ 土砂災害警戒区域 等



5. 見直しの視点 ⑤ その他の社会情勢の変化

■【社会情勢の変化（法改正）】

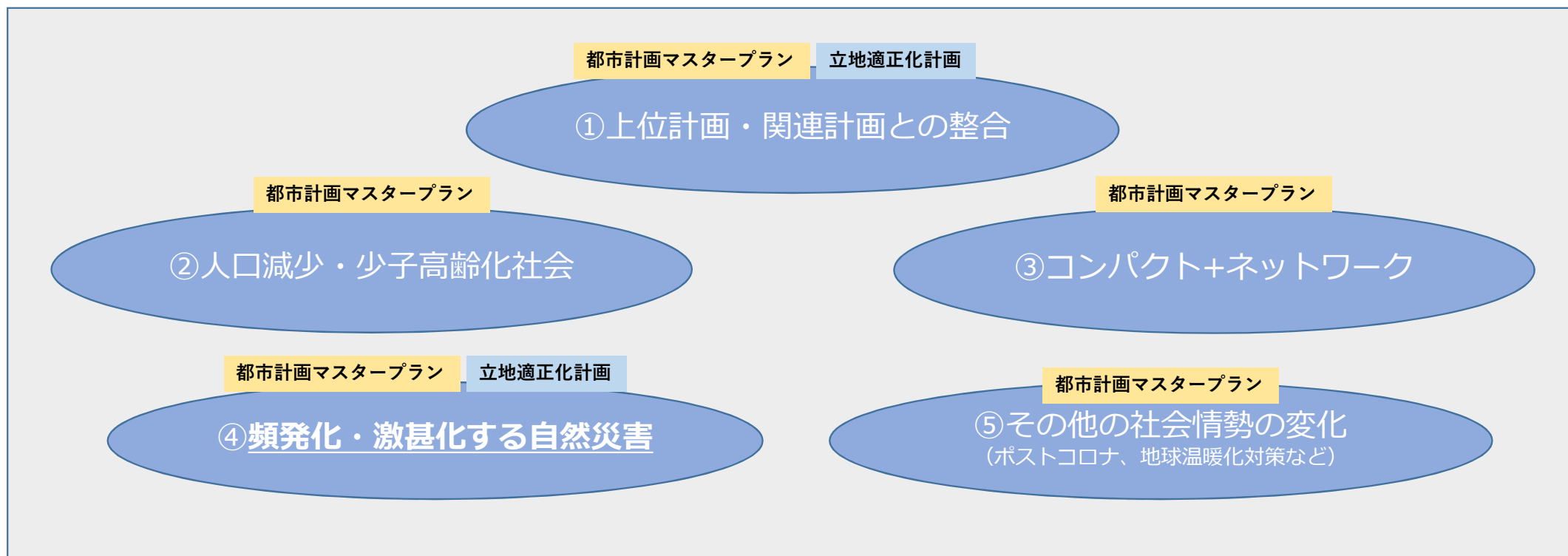
- 2017(H29)年
- 都市緑地法等の一部改正
（農地を「都市にあるべきもの」と規定、生産緑地法改正（特定生産緑地制度））

⇒みどりの基本計画(2021年改定)との整合

- 2020(R2)年
2021(R3)年
- 新型コロナウイルス 蔓延
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律 改正

⇒第3次環境基本計画(2021年策定) 等との整合

5. 見直しの視点



これらの視点をもとに中間見直しを実施します。

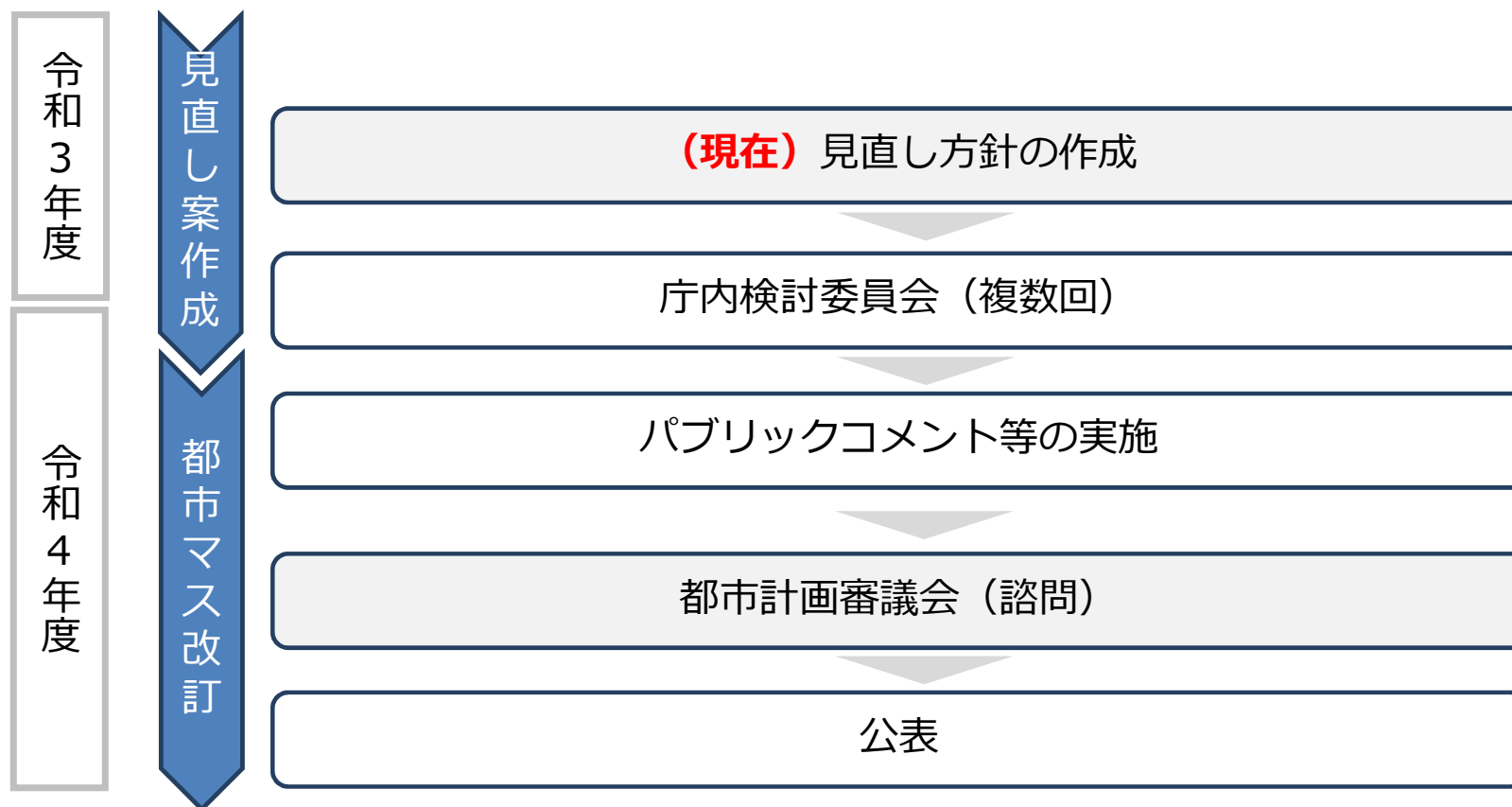
次第

1. 中間見直しの対象とする計画
2. 都市計画マスタープランに基づく取組み
3. 見直しの必要性
4. 見直しの視点
5. 今後のスケジュール

6. 今後のスケジュール

都市計画マスタープラン

立地適正化計画



都度、進捗状況を都市計画審議会で報告致します。